

平成 2 7 年

第 3 回西原村臨時会会議録

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成27年第3回臨時会会期日程表

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|--------|---|-----|--|-----|
| 11月20日 | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・諸般の報告・村長提案理由説明・議案審議 (承認第7号・議案第55号) | |

提 出 議 案 等

(平成27年11月20日提出)

(村長提出議案)

承認第 7号 専決処分の報告及び承認について
(専第6号)平成27年度西原村一般会計補正予算(第4号)につ
いて

議案第55号 西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について

目 次

第1号（11月20日）

| | |
|--|----|
| 議事日程第1号 | 1 |
| 応招議員氏名 | 2 |
| 出席議員氏名 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会・開議 | 5 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第 2 会期の決定について | 5 |
| 日程第 3 諸般の報告 | 5 |
| 日程第 4 村長提案理由説明（承認第7号・議案第55号） | 6 |
| 日程第 5 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について 「（専第6号）平成27年度西原村 一般会計補正予算（第4号）につい て」 | 7 |
| 日程第 6 議案第55号 西原村長等に対する給与の特例に関 する条例の制定について | 17 |
| 閉 会 | 28 |
| 署 名 | 29 |

第 1 号 (11月20日)

平成27年第3回西原村議会臨時会会議録

平成27年11月20日、平成27年第3回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成27年11月20日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（承認第7号、議案第55号）
- 日程第 5 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について「（専第6号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」
- 日程第 6 議案第55号 西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-------------|
| 議会事務局長 | 吉 田 光 範 君 |
| 議会事務局書記 | 槇 原 加 奈 子 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 内田安弘君 |
| 教育長 | 曾我敏秀君 |
| 総務課長 | 泉田元宏君 |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君 |
| 教育課長 | 塚元利文君 |
| 会計管理者 | 中村義光君 |
| 税務課長 | 佐藤光弘君 |
| 産業課長 | 海東義朗君 |
| 住民課長 | 西山春作君 |

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成27年第3回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番議員、中西義信君、3番議員、村上貞廣君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣についてを報告します。

去る9月30日から10月2日まで西原村議会行政視察研修を行い、1日目は震災復興の取り組みとして宮城県女川町に行き、2日目には三陸鉄道の震災学習列車に乗り、被災地の今を研修いたしました。その後、岩手県西和賀町にて65歳以上の医療費助成制度などを研修し、3日目は国の登録有形文化財である小岩井農場を視察研修してまいりました。今後、議会としましても災害発生時の対応を検討する必要があると感じさせられました。

また、10月6日に阿蘇市町村議会議員研修会に参加し、公益財団法人地方経済総合研究所調査二部長小田正氏により、「地方版総合戦略 競争と連携」という演題で講演を聞き、阿蘇地域7市町村の今後の人口とGDPの推移及び阿蘇地域の経済指標などの話を聞き、参考になりました。

また、10月27日に益城町文化会館で議員研修会があり、慶應義塾大学法学部教授片山善博氏による「地方議会の課題とその活性化策」についての講演を聞き、地方創生と議会の役割や地方議会改革の課題についてという話を聞きました。

続きまして、先般より西原村特別職職員の倫理に関する条例第7条第2項の規定に基づき、宮田議員への調査請求のあった件に対し、慎重に審査を行った結果、厳重注意処分を行ったことを報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君)おはようございます。

平成27年第3回臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中全員のご出席を賜り、ありがとうございます。

今年も残すところ40日となり、何かと慌ただしい時期を迎えておりますが、議員各位におかれましては多方面にわたりご活躍のことと思います。

さて、9月に発覚しました職員の個人情報を含む行政情報データ持ち出し事案に対しましては、議員各位にはご迷惑とご心配をおかけいたしました。管理責任者として深くお詫び申し上げます。

今回の事案は、大量の個人情報を無断で持ち出し、自宅に無防備で保管するなど、自治体の管理職としても極めて不適切な行為であり、村民を不安に陥れ、村政のみならず、広く行政全般に対する信用を失墜させるものであると考えております。

なお、本人への聞き取り調査においては、情報の漏えいは行っていない、データを書き込んだDVD等は破棄したとのことであり、情報の漏えいの事実は確認出来ませんでした。

また、専門業者の調査分析でも、持ち出しの事案等については確認出来ましたが、情報の漏えいは確認出来ませんでした。

なお、本人については停職1カ月の懲戒処分を申しつけております。

今後は、再発防止策を目的に学識経験者等で構成する第三者委員会を設置し、情報セキュリティー体制の再構築を行うとともに、全職員への研修を実施してまいります。

村政を預かる者として、二度とこのようなことが起きないことを約束するとともに、村民の皆様を重ねて心からお詫びを申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第6号)平成27年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」ご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、先の全員協議会でご報告させていただきました個人情報を含む行政情報データ持ち出し事案に対する全容解明のための調査費用が早急に必要となり、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算を執行させていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例は、職員の不祥事に伴い、村長及び副村長の給料月額を減額する西原村長等に対する給与の特例に関する条例を新たに制定させていただくものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期臨時会に提案いたしました承認1件、議案1件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成27年11月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第6号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度西原村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,526万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年10月1日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

最終ページになります。6ページをお願いいたします。

今回の補正は歳出のみでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 電子計算費、250万円の増額補正でございます。先の全員協議会でご報告をさせていただきました行政情報セキュリティ調査業務委託料でございます。

あと、予備費を250万円減額補正をいたしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

先ほども伺いましたが、前回の全協の際こういったことがあって取り組みたいという話に関しては、速やかな行動をとられて良かったと思っております。経費がかかるのは仕方ありませんけれども、住民の方が安心していただくためにも、やっぱり外部を入れるのは良いことだと思っています。

専決で行われて良かったと思っておりますが、内部の問題に関して結果的に村の予算を使うわけです。そこのところは経費として今回出すのは、承認に関しては思っておりませんが、経費としてやっぱり内部で起こったことに関して村の予算を使うということに関しては如何お考えかと。これで良いのかという気持ちがどこかにあります。

今回の専決そのものは良いと思っておりますけれども、実際この金額に関して今後このままでいくのか、かかった経費を村の予算でこのまま通していくのかというのを、住民側から見たら何か良いのかというのが出てくると思いますが、如何ですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）そのためと申しますか、全員協議会の中で専決処分させていただくということそのとき議員さん方に了解をいただきましたので、今回専決処分ということで予算を計上して、させていただいたところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田ですけれども、私は、今回の専決処分については予算の関係、議場でありますけれども、予算に関しては一部、中西議員が触れられましたので、予算を使った先のことについて若干お伺いしたいと思います。

議長、よろしいですか。

○議長（坂梨公介君）どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）今回、セキュリティー調査業務委託料ということでございますけれども、9月の定例会で、マイナンバー制度という大きな制度改革があるということで1,000万円以上の補正予算を組んで新たなセキュリティー体制を構築するという関連の中で、その調査を村長が自ら大号令をかけて調査をやるということが発端だったと覚えております。今回の調査でどのような調査をしたのかなど。それを民間に当然委託しておると思います、委託業務ですので。その正確性、正確なのか。

情報を取り扱う話ですけども、どこまで返答を求めているのかわかりませんが、まず業務の内容と、その調査の結果報告を担当課長である高本

課長にお願いしたいと思っておりますけれども、よろございますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの質問ですけれども、お答えいたします。

今回の調査につきましては、村で内部的な調査には限度というか限界がございます。その限度の中にも、内部でございまして、隠蔽してはおらんかというそういった疑いを晴らすためにも、やっぱり第三者のこういった外部の情報セキュリティー会社が調査することも必要かということで、今回はこういった情報セキュリティー会社の方に依頼をいたしまして、実際使われておりましたパソコン、これは事務所のパソコン、そして自宅のパソコン、それに連携しました外づけのハードディスク、この3台を一応調査させていただきました。

調査の内容といたしましては、パソコンにありますフォレンジック調査といって科学的な捜査になるんですけれども、このパソコンがそれぞれログの中でどのような使われ方をしたかということで、その調査まで一応細部にわたってしております。特にパソコンにはログの調査が一番必要かというふうになっておりまして、役場のパソコンはログの調査が役場のほうで管理しておりますのでわかりますけれども、外部的に媒体のハードディスク及び自宅で使われておりますパソコンについてのログは役場の方では調査は出来ませんので、今回の情報セキュリティー会社にそのことも依頼を致しております。

ログというのはファイルの操作、要はそのパソコンまたはハードディスクあたりがほかのパソコンにつながっているかどうか、またはCDあたりの媒体に焼きつけているかどうかの調査までをログといいますけれども、そこまでの調査をいたしております。

もう一つは、パソコンの中に秘めておりますソフト、いろんなソフトがございまして、そのソフトあたりがどのような使われ方をしているかということまで一応調査をさせていただいております。

今回の調査の中には、役場のほうのログの調査では、基本となります住民基本台帳の方の書き込み、書き出し、そういったやつは一切無かったということと併せまして、情報セキュリティー会社の方からの情報で、外付けのハードディスクまたは自宅のパソコンからもそういった住民にかかわる住民基本台帳のデータの書き出し、そういったやつがCDだったりUSBに書き出された形跡はなかったということでございます。

今回は、特に情報セキュリティー会社に依頼しておりますそういった調査の中身、そしてもう一つは、我々では出来ないことなんですけれども、自宅でのメールの送信あたりまで、一応本体であります自宅用のパソコンからの調査の依頼もかけております。この結果についても、先ほど要するに出たという、メールのやりとりをしたという痕跡もございませんでした。これは調

査の結果として報告を受けております。

情報セキュリティーの中では役場内で出来る部分と出来ない部分とありまして、主に自宅または外づけのハードディスクを情報セキュリティー会社に依頼したというのが今回の調査の主な中身となっております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）内容的には余り解らなかつたというのが事実です。

通常、データを外部の者が抜こうとするときは、庁舎内パスワード、各々だと思いますけれども、各々が持つておる共通パスワードがあるのかどうか、定かではありませんけれども、入力して、職員は日常業務の中でやっておるということです。私ども知らないやつがするときは、まず繋げないというのが実情だと思います。

通常、職員がデータを抜くときは自分のパソコンから全部やるはずですがけれども、ちょっと聞く話によると、人のパソコンからも抜いていたという形跡もあるようですけれども、その辺の事実はありますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）本人以外というか、それが平日ではなくて、土曜、日曜の中でその職員が出席していないのに動いていたというので、動いていたのは、先ほどのログの調査というのをやっております関係で、本人のハードディスクのIDみたいなやつがあるわけですがけれども、それと出席していない職員のところから外付けのハードのIDが一致したということで、それを使われていたということは事実として確認はとれております。使用されていたということでございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、議長。やりとりの中で何遍もなるかもしれませんが。申し合わせ事項では3回ですけれども、ようございますか。

○議長（坂梨公介君）はい、どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）ほかの人のパソコンもなぶっていると。そのIDというのは本人を確定するやつなのか、パソコン独自のパスワードを含めてなのか、自分のパスワードでそのやつを開けてやっているのかというのはお答えできますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）パソコンは、役場の中に専用的に使われているパソコン以外に職員が各1台それぞれ持つているわけですがけれども、六十数台ございます。その六十数台のパソコンで、パソコンを立ち上げました、その本体そのもののパスワードについては全部一律でございます。そして、本体の中から今度はそれぞれ業務でサーバーキー、電算室にありますけれども、そちらにつなぐ場合のデータとしては、それぞれの各課のログインといいま

すか、それでロックはかけております。一番気になりますのは、総合行政、いろんな財務会計だったり、住基だったり、そういったやつについてはそれぞれ個人がIDとパスワードを持っております。

先ほどの質問から、外部の人間がそれを使ったというのは、まず立ち上げの段階でそのパソコンが統一的なパスワードで侵入とか使うことが可能であったと。ただ、データはその課のところの部分だけは見られるような状態にしております。うちは企画商工課でございますので、企画商工課の職員のパソコンから、私が部下の職員のパソコンから同じ課内のやつは見れるんですけども、私が総務課のデータをそこから見ようと思っても、見れることではございません。そういった仕組みで、それぞれのIDとパスワードは機械そのものには同じやつを表示させておりますけれども、各課のやつは分断させておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、今回の件は住民も不安視していますので、ちょっと長くなるかもしれませんが。

外付けのハードで情報を持ち出しているというお話もあります。実際に18万件というデータ量はどのぐらいのデータ量なのかということも実際分かっていませんけれども、18万件、数でいったら非常に多いです。データ量的にはどのぐらいのデータ量になりますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）データの持ち出しとか移動されているデータにつきましては、私の調べている手元にありますのは1台のパソコンの中におさまるといふか、その中のギガ数でいいますと10ギガ以内ではなかったかというふうに思っております。

ただ、パソコンの容量は、役場の職員のパソコンは大体20から30ギガのやつが貸与されておまして、それぞれまちまちでございます。ただ、ハードディスクの移動用については多分九百数十ギガということですので、市販されていますハードディスクからいいますと1テラクラスの外付けハードではなかったかというふうに思っておりますけれども、中身のデータについては10ギガ以内で対応されていたということでございます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ここにおる皆さんは本人をよく存じておる方ばかりでございます。何か、感じですよ、私の主観でございますけれども、大体私がそういうことをやった本人なら、人には見られたくないという意思が働いて、やっぱり自分のパソコンで抜いていこうと。で仕事に使うというのが普通だと思うんですけども、人のパソコンから入ってもいるということで、

誰かに何か私はこうしていることを訴えたいような、誰か見つけてくださいと言っておるようにも逆に言うと思えるんですよね。逆にそういう感じがしております。

関連していきますけれども、所管の税務課長、当人はもともと税務課長と同じような住民の情報をよく取り扱う部署にいましたけれども、税務課長はそういう類似的な箇所です。少し通例のことで、業務上のことで構いませんけれども、先ほど10ギガとかのデータ量とかありますけれども、通常自分が取り扱うやつの、日常業務で構いませんけれども、日常の業務で課長としてそういうデータを少し持って帰るとかいうことはないと思いますけれども、日常、データ量で10ギガとか使うデータ量が必要なのか。曖昧な質問かもしれませんが、通常業務で構いません。やっておることで結構ですので、今どういう個人情報の取り扱いをしながらやっておられますか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今のご質問が私の場合2つちょっと聞こえたんですけれども、通常業務で使います総合行政システムが、データ量が非常に入っております。先ほど企画課長の方からもありましたように、それに入るには、各個人のIDとパスワードは各個人で管理しておりますので、それは各課内で私が他の人のパスワードは知りません。IDも知りません。ですので、そこを私の方から入っていくということは不可能に近いかなというふうに思っております。

ただ、統計表というのを作ったりとか文章を作ったりとか、他には住基とか若しくは宛名データとか、税のデータも一部入れて通知するという業務がありますので、それ自体は保管が、先ほど企画課長もありましたけれども、電算室の中の1電算という箱の中にみんな入れるようになっておりますので、先ほど企画課長からありましたように、税務課は税務課だけのを見れる、ただし隣の課の産業課のデータは見られないというふうなシステムになっております。ですから、課内の他の職員が作ったデータ自体は、課内では見ることが出来るということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）そうですね。よその課の情報が見られないというのは昔からちょっと聞いていたところです。よその要するに横串を刺すとか言っておる行政で、一般的に国会でも言いますけれども、そういうやつはなかなか出来にくい状況と。それはデータといいますか、情報の管理のもとにそういうのが役場もあったというふうに理解しておりました。

今回なぜこんなふうに大きなデータを抜けたかという、どこかに統一した管理をする部署があると思うんです。電算室は大体全部網羅しているんですけれども、自分のテーブルだけで18万件の10ギガのデータ量というのは、

職責からいうと自分のもともとのテーブルに戻れば個人の情報を抜けたということですが、最終的な自分の職場からはそれが実際可能だったのかどうかですが、それは分かりますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）まずもって宮田議員に申し上げますけれども、10ギガ以内ということでご理解していただければ。もともとパソコンが10ギガのパソコン内ですので、それ以内のデータのやりとりですので、10ギガと固定してしまうと大量のデータが何か盗まれたと。

今言われましたそのぐらいのデータのやりとりをやっているというのは、一回一回ではなくて、報道の中でもありましたように、2009年ぐらいからデータの抜き取りといいますか取り出しといいますか、それぞれの部署におったときから自分のパソコンの中、ハードの中に入れておったと。それをずっと蓄積していたということで、今おる部署または前回おった部署のデータではなくて、過去のデータまで全部足し合わせたデータというふうにご理解していただければ解りやすいかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）そうなる、悪質性がどうなのかということもまだ判断——いわば今回、調査したのは7月から9月までを詳細に調査したということです。2009年からといいますと8年分のデータなのか、そのころからそういうふうに使っていたのかということになりますと、ちょっとまだ判断しづらいところなんです。

本人さんはどのように言われておりましたか。直属の上司というのは村長になりますけれども、本人さんと多分面会したと思いますけれども、本人はどのように言っておりましたか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど来、今質問にもずっとありますように、本人も産業課、住民課と、その前は総務課ということでございまして、その中で当時から本人は仕事熱心だった。本人を庇うわけじゃございませんけれども、仕事熱心でいろんなデータを組み合わせて過去数年間のグラフにしたりとか、その整合性をしたりとかやって、仕事熱心な職員でございました。私が監査をしておりましたときに一つの質問をして、それを持ってきてくれんかと言うと、2枚も3枚もそれに符合した関係するデータまで持って来ておりました。熱心な職員だなというふうに当時は思っておりました。

そういったことで、自宅にそれを持って帰って、最初はそれで仕事をしていたというふうに思っております。本人もまたそのようなことで、自宅に持って帰ったことについては反省すべき点ということで、悪いことということで本人も深く反省をしております。

そういったことで、六、七年分の過去の自分が在籍した課長のときのデータがあったということで、それが個人のパソコンに入っておるということで、一番大事なのはそれが第三者に渡っていないかということが一番心配されておりました。その調査をするために今回専決処分させていただいたところでございますけれども、その事実は確認は出来なかったということでございます。データを持ち出したことは確認出来ておるけれども、その先の漏えいに関するようなデータはなかったということでありますので、この専門機関に解析した結果そういうことであるので、本人にも伝えております。

ということで、本人も深く反省して、今回停職1カ月処分ということでさせていただいているところでございます。本人から言わせると大変申しわけないというようなお話でございました。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長、最後の文言について確認です。大変申しわけないということですが、誰に対してか聞かれましたか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）自分がやったことに対して大変申しわけないと、こういったことをしたということで、これはあくまでも私の判断ですが、全ての人、住民に対して申しわけないということであったというふうに私は理解しております。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）わかりました。

私も、委員長として所管しておるところの課長で、大変仕事面に関しては熱心で、データの収集等、またそれを検討したりする能力は非常に高い職員だったと思います。私の言う情報をこういうふうに出ないかという対応も、定例会までとあらかじめ期間を区切りますと、その中で情報を集めて、何日かは寝てませんでしたとかいう、当時は笑い話のような話で、作り上げました、見てくださいということで私の方にそのデータを提示していただいたと。これは私の委員長権限で委員会にその資料を出すからということでお願いしたところ、そういった形で上手く作って来てくれたりしておりました。

そういった職員でございますけれども、今回は住民に対しても議会に対しても、同じ職場仲間にしても若干、度が過ぎておるところが往々にしてあるということです。執行部の皆さん方は職場の同僚ということでお話を聞いておると思います。私も議会は、本人からそういうお話を聞いておりません。本人も反省しておるというところでございますでしょうけれども、反省の弁を聞いておるのは村長を含め数名だろうと思います。職員、同僚に謝ったかどうかというのも分かっておりません。

やはり議会と、執行部側はなかなかそこまで権限的にできないんですけれども、私も議会の中でちょっと考えましたけれども、私個人の考えです。

本人に弁明の機会も与えないかん。事実関係、自分がやった行為に対する自分の今の思い等も聞かせていただければと思っておりますけれども、本人が今、休職中ですかね。（「停職」の声）停職中でありましてけれども、強制的にここへ呼べるというのは参考人招致しかないというふうに思います。参考人招致を求めてよろございますですか、議長。

○議長（坂梨公介君）特別委員会か何か設置しますか。

○9番議員（宮田勝則君）いや、本議場で今の件を一度聞いて、本人の意思とかその辺も聞いて大丈夫というふうに私どもが判断すれば、それで特別委員会までは設置する必要はないと思います。議場の中で不審な発言とかがあるようでしたら特別委員会まで設置していかなければならないのかもしれないけれども、今のところそこまでは考えていません。本人の弁明の機会是与えてあげないかんということと、一連の報道が一人歩きしてもいかん。本人も西原に住んでおりますので、その辺と事実確認を議会としてはせないかんというところで、まず議場の方で本人、課長職であればこの場でその辺を言えると思うんですけれども、本人がいない中で一方通行のような気もしております。やはり両方からの意見を聞きながら、議会としても個人としても判断していかなければならないと思っております。

以上のようなことで、参考人としてのほうがいいのか、その辺は分かりません。けれども、本人に議場の中で発言をさせて頂ければと思っておりますけれども、よろございますか。（「議長、暫時休憩いいですか」の声）

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時41分）

（午前10時57分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど宮田議員から貴重なご意見がございましたことは、先ほど全員協議会で検討いたしましたして、職員を全員協議会に呼んで秘密会にするということとで決定をいたしましたので、ご報告致します。

それではよろございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）他にございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）平成27年度

西原村一般会計補正予算（第4号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されたものと決定します。

○7番議員（林田直行君）議長、今、議案は可決しましたが、ちょっと執行部にお尋ねというんですか、今後のことの対策ということで心構えといいますか、執行部に聞きたいなと思いますが、ようございますか。

○議長（坂梨公介君）どうぞ。

○7番議員（林田直行君）先ほど来、情報の漏れといいますか、そういう感じが、数年前から今までの話を聞いておけば担当部署から簡単に抜けるというような感じを受けたんです。全体からは取れんばってん、その部署によって点々異動を職員はしますが、その蓄積が今回はあったというふうな感じだけですね。

今後、マイナンバーあたりもあつたりいろいろ業務であるかと思いますが、今後、職員のそういうモラルというか、そういうことと情報の漏れんごつするということはセーフティーガードというか、そういうところはどういうふうな考えを持たれているのかを、よろしかったら村長もしくは専門職であれば企画課長でもようございますが、お願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今回を受けてに多分なってくるかと思えますけれども、今回の案件というのはどうしても個人のモラルから生まれたものだと、私はそういうふうに思っております。職員のモラルが余りにもということでございまして、今回の事件を受けて、職員の情報についてのそういったやつが今後起きないような状態を構築するということで、講習会なり勉強会をしながら今回は対応していきたいと。

先ほどマイナンバーのことをちょろつと言われましたけれども、マイナンバーになりましたら全国的な法律になってまいりまして、個人がぶら下がっております番号です。それと共に住民のデータ、いろんな形がありますけれども、住民票だったりそのぶら下がっているデータを不正的に集めたり、それを横流しとか全然違うところへ持ち出したりしたら、マイナンバーについてはもうそれだけでも罰則をされます。

そういった勉強会の方もこの間も少々職員の方々にもお話をしております、今回、またこれを受けて第三者委員会あたりを設けて、もうちょっとセキュリティーのあり方についての勉強会をさせていくように今しております。これについては、年内にまず2回なり3回なりを一応しながら職員のモラルを向上させて、そういったことがないようにまずしていきたい。

今回の場合は職員のセキュリティーの対策に対する意識がちょっと薄かつ

たということでございますので、職員をまず最初にそこから襟を正すという意味合いで講習会なりをしたいなというふうに思っております。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）そういうことで、職員のモラルと申しますか、そういうことに頼るしかないということでございますので、今後、執行部は——役場職員ですね——皆さんの信頼が大分薄くなったと思うわけです。これからどれだけ住民の人がどういう感じで思うかわかりませんが、そういった面で住民間からする考え方と申しますか、それに対応は村長、どういうお考えでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）提案理由の中で申し上げましたとおり、再発防止を目的に学識経験者等で構成いたします第三者委員会を設置致します。そういう中で情報セキュリティー体制の再構築を図るということで、あわせて全職員も研修をさせるということでやっていくということでございます。

ちなみに第三者委員会、今お願いしておりますのが熊本大学総合情報統括センターのセンター長を務めておられます杉谷先生、あるいは民間セキュリティー関係者でありますと熊本県情報セキュリティー推進協議会の会員でありますくまなんピーシーネット、浦口さん、そういったところとあわせて、熊本県情報企画課の島田企画監あたりを予定してお願いしております。進めておるところでございます。

そういったことで、今回の事件、考え方次第では悪質なことであったと、自分の技術を利用して悪質なやり方であったということでございますので、今後このようなことがないように、村民の方々からも信頼を取り戻すように、また職員も村民の方々から信頼されるようなことで進めていくためにも、研修等を含めて対応していくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）日程第6、議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について。西原村長等に対する給与の特例に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、西原村長等に対する給与の特例に関する条例。

村長の給料の額。

第1条、村長の給料月額、平成27年12月1日から平成28年2月29日までの間に限り、西原村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和35年西原村条例第9号。以下「村長等給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、村長等給与条例の規定に定める額とする。

副村長の給料の額。

第2条、副村長の給料月額は、平成27年12月1日から平成27年12月31日までの間に限り、村長等給与条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、村長等給与条例の規定に定める額とする。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成27年12月1日から施行する。

この条例の失効。

2、この条例は、平成28年2月29日限り、その効力を失う。

あと、次ページに条例の概要を添付させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

今回の事は、ちょうど全国的にもマイナンバー制度が始まろうかとするときでもありますし、またそれでマスコミの方々も大変注目されている出来事でもあります。

そうした中、同じようなことがこれから万が一あってはならないということで、ここでは村長、副村長の監督責任ということであろうと思いますけれども、やはりただ単に職員の研修とか講習とか認識の向上とか、そういったことでなくて、システムの察知できるような、もし万が一こういったことがあったときにすぐ察知して対処できるような、そういうシステムというのがなければならないのではないかと思います。そのような点で何か、どのように今後されていかれるのか。今回の事では村長、副村長も起こってみてびっくりされたと思います。寝耳に水といいますか。その点でお尋ねします。いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまシステムの件でございますけれども、今回の件を受けまして、ナンバー制度に基づいた調査ということで9月に行ったわけですが、ログの調査というふうに皆さん方にお知らせいたし

ておると思います。このログの調査を、今うちでロックをかけておるのが、過去3カ月分が見られるような状態でデータにしております。今回の件から、一応1年遡ったデータをログで調査できるような状態をしております。

ログといいますと、過去の履歴関係を見るということでございます。今回、この事件を受けまして過去1年間分はログの調査ができるような状態を常日ごろ記録しておるといふことと、もう一つは、もともとの発端はUSBから出ました。パソコンにUSBを繋ぐわけですけれども、ほとんどの外部の媒体についてはですね。そのUSBの使用の制限をかけました。制限といいますと、USBが使われないように全部しております。それぞれパソコンの中にもDVD機能、CD機能がついているわけですけれども、これの読み込みはできますけれども書き込みができないような、そういったやつまで全部ロックをかけてしまっております。

全てでは今度は業務に支障を来しますので、それぞれ関係する部署の1台、2階の私たち総務課と企画が隣り合わせでありますけれども、これは1台だけUSBが使えるようにしておきまして、総務課長の許可がなければそのUSBのパソコンは使えない。1階につきましては産業課と住民課の方でそれぞれ課長が管理すると。その他に、あとは議会事務局さんの「ゆうすい」がございましてそういったUSBが使える。教育委員会では教育長がそれぞれのデータのやりとりが必要ということで、その5カ所だけUSBが使用可能な状態になっております。そういった形でセキュリティーを今度、物理的にやっております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）他にありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

今回の条例改正でございます。提案理由のとおり、条例改正の職員の不祥事に伴って監督責任である村長、副村長がこの事案どおりに減給するという条例の一部改正でございます。総務課長が職員のトップといいますか行政機関のトップ、職務執行代理者という立場でもありますけれども、ちょっとお伺いします。

今回の事例、現段階で村長、副村長の処分を自らするという事です。経緯的には、説明を先にいたしますと、9月の定例会でいろんなセキュリティー問題の話がマイナンバー制度の導入によってなお一層要るよという話の中で、自ら大号令をかけて調査を始めたといったところで、今回の不祥事を発見したということです。

村長の任期の中で、先ほどの6年ぐらい前からということで任期内であると思っておりますけれども、通常のこういう職員の不祥事といいますと、職員、以前、私の経験の中から本村内の事例をいいますと、何か1回あったと思いま

す。加藤村政時代に一度あったと記憶していますがけれども、多分、あの事例は職員が課税し過ぎとったやつを多分知らずに払いよった方からか、職員からの報告によってそれが問題視されて発覚したということが1件、事例が記憶にあるところです。他でいいますと、内部からの通報、リークであったり外部からの通報であったり、司法からの警察等の逮捕であったり、そういった形が大体主です。今回の件は、執行部トップ自らが大号令をかけてやっておられて発覚していったという経緯の中にあります。

総務課長には、他町村、県内で構いませんけれども、同等の事例における特別職の対応等事例であれば、ちょっと紹介していただきたいと思います。ありますですか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今回の事件につきましては、県にいろいろご相談を致しながら指導等を頂いてきたところでございます。

近年の県下の市町村職員の懲戒処分に対する首長さん方の処分等の事案があればということでございますけれども、今回のようなケースの処分というのはございませんでしたけれども、過去にはいろいろ、飲酒運転でしたり横領、こういった件では首長さん方も自ら処分をされているところもございません。

内容がそれぞれ事案が違いますので、それが重い軽いというのはちょっと私のほうで判断はしかねるところでございますけれども、その事案を言ったほうがよろしいですか。（「事案があれば紹介していただきたいという質問です」の声）

収賄の件では市長が減給ということで10分の2を3カ月とか、あとは公金の二重払いというのが、こちらにつきましては平成26年度に発生をいたしておりますけれども、そのときは町長、副町長のほうがこちらについてはかなり大きな処分をされております。減給35%の9カ月というふうにございますし、また窃盗におきましては、こちらは消防署の方ですけれども、本人は懲戒免職で、責任者であります消防長が10分の1の1カ月。あとは、平成27年度におきまして職員の公金着服ということで、本人は懲戒免職になっておりますけれども、町長、副町長、教育長がそれぞれ10分の5、2カ月、10分の3、2カ月、教育長においては10分の4の2カ月というような処分をされているようなケースはございます。

以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）事例を若干言ってもらいましたけれども、今回のやつ、私感も入りますけれども、今出すべきなのか。先ほど申しましたように、村長の冒頭の説明の中でもありましたけれども、外部には流出していないといった状況の中で今回のこの判断をされております。職員本人自体は停職1

カ月ということで、懲戒免職もまだという話の中で、トップとナンバー2がみずから3カ月の1割カット、1カ月の1割カットということでもあります。

今出された根拠ですね、確定は、処分は本人には1カ月処分という形で今回あげられて、まだ12月定例会もあります。その経緯の中で、議員、議会、住民側の代表としても処分は致し方ないだろうという、やっていただきたいというふうな思いはありましたけれども、臨時会であえてやっております今回の村長、副村長の自らの禊ぎといえますか処分といったことに関して、私どもがはいそうでしょうというお話を今日決めるわけですが、実際、今後まだこの事件が発展していくかもしれません。ここで収束するかもしれません。その中で、事案も見ながら考えていかなければならないと思っておりますけれども、禊ぎの期間が早いのではないかという思いと、この段階では逆に言うと確定した段階でも重いんじゃないかという思いもあります。2人の特別職、ここにおられますけれども、今回は情報を持ち帰ったといった段階の状況です。

熊本県の教員がよく自宅に帰って仕事をするためとかいう話で生徒の個人情報を持ち帰ってしたという事例が熊本県下でたくさんありましたですね。あれと比べてどうかと。あのときの熊本県の教育長がどうやったとか処分をされたかというのはなかなか表に出てきませんけれども、謝罪で済んだらというふうに思っておりますけれども、そういった関係、情報は非常に今後とも大事になってくると思います、個人情報に関してですね。

それに関しまして現在の見解、この状態で今の処分なのか、ここから進んだ場合にどう対応されるのか。我々いつもこうやって言い合いしておりますけれども、ちょっと村長の本音をお聞かせ願えればと思います。よろございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）本音は今日提案をさせていただいたとおりでございます。今の時期と申されますが、いろいろ情報センターに内容を解析して、解析した結果、情報漏えいは無かったという答えは一応いただいております。議員が心配される今後もしも情報漏えいが発覚した場合のことだろうと思っておりますけれども、今の段階でそういったセキュリティ会社に解析をした結果、何もなかったということで、その時点で処分をさせて頂くならばということだと思っております。

前回記者会見したときも、いつまでもそういった事をしないと内部隠蔽がありはしないかというような疑いも持たれますので、そういったことで記者会見も早目にやったつもりでございます。

今回の処分も今回、臨時会を開いて提案させて頂きますけれども、今回の提案をする中で、減給したからということで責任を逃れるつもりではございませんけれども、そしてまた議員も申されましたように、この減給の3カ月、

1カ月が多いか少ないかは別と致しまして、やはり我々も、村民に対しましても管理責任者として何らかの処分をして、村民の方々にもこういった処分をしたということをお知らせするのも一つの方法ではなかろうかなど。いつまでも責任者として何もしないじゃないと言われることも往々にあるかもしれないので、そういったことで早目に今回、臨時議会を開いて処分をさせて頂くならばと。

私にとっては、これが厳しいか厳しくないかということで今言われましたけれども、私はこれが適当であるというふうに自分で判断して提案をさせていただきますところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長の気持ちは分かります。しかしながら、調査の第1段階で、自分たちを資するという形でしょうけども、それで職員の士気が上がるかいうと、決してそうではないと私は思っておるとですよ。トップとナンバー2が今回責任をとりますということで、これが報酬を下げて責任がからえたのか、いやそうじゃないと思うとですよ。

やはり住民が一番心配する、自分たちの情報を今現在よりも今後は益々その情報の価値といいますか、そういうのが市場でも値段が出ておりますけれども、個人の情報1人当たり数百円になっておるか、何十円が100円単位に上がってきておると思います。といった状況の中で、やはりそれを職員の士気を高めるために村長自ら給料を断つということはまず無いと思うんですよ。住民に対して申し訳ないと、職員の自分の部下の不祥事であるといったことで、いつもこういった謝罪会見とかされておるとというのが実情です。

本来なら、謝罪はマスコミ等と呼んで皆さんに周知すると。こういう不祥事がありましたと、申し訳ないということで、自らそういった早目に情報を伝えるということは非常に大事なことです。その処分を、自らを処分するに当たり早目に処分をするというのも、村長は正しいと思ったかもしれませんが、私の感覚では早いと思っております。この処分が今後、いろんなところに展開するかもしれません。職員の士気をまず上げないかん。それと住民に対してももっと信頼できる西原村役場でないといけないという思いが非常に強うございます。議会も、それに対して今回特別に注目を浴びる存在にあります。

今回の件の前に私の不祥事もあっております。私は嚴重注意という形で議会のほうからは終わっておりますけれども、直属の上司といいますと議長になります。議長が減俸するかというと、そういうことはありません。私が減俸するかというと、そういうこともありません。議会全体でそういうこともありませんけれども、私の場合は罰金を支払わせて頂きました。これは法的な簡易裁判でありながら払っておりますけれども、村長の場合は自らが裁判官であり、自らが原告者ということです。被告じゃありませんですよ、ま

だ今のところ。

といったところで、今回の条例の議案でございますけれども、まず早いということと、処分がこれでいいのかと。不明なところがあります。私は、今の現段階では村長が1割減給が精いっぱいのところと思います。副村長におかれましては、県庁職員のOBでもあられますけれども、職員の士気をもっと高めて頂きたいと思っております。ということで、嚴重注意の方向の処分の方が妥当だと考えております。

私の意見も述べながら質疑させていただきますけれども、そういったことでもっと士気を高めていただきたいと思いますと思っております。職員の代表、総務課長、お答えできますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）処分が早いんじゃないかなろうかと、あるいは重いんじゃないかなろうかというようなご意見であったかというふうに思います。

記者会見を10月3日に行いました。その前に10月1日、全職員を集めて、こういう事態が発生したと。誠に残念と。私としては残念でたまらず、職員を信用しておる中でこういう職員がおったということで残念でたまらないということで、10月1日、全員を集めて行いました。10月1日、職員もそれぞれ仕事をしておりますので、残りの職員は10月2日、明るる日に集めて、全ての職員に説明をさせて頂きました。中には、涙ながらに私たちも頑張りますと言ってきた職員もおります。私も、そこで話すときにも若干目頭が熱くなったと申しますか、そういった思いで職員には訴えるような気持ちで説明をさせて頂きました。

そこで、いつ判断するかということでありましてけれども、今、専門機関で分析、解析した結果、今の時点で何も無いと、情報漏えいは無かったということでございます。確かに議員の言われるように、後で出てくるか分からない。5年先か6年先か分からないと。そこまで待っている訳にはいきません。多分漏えいは無いと思っておりますけれども、議員が心配されるようなことも可能であるというふうに思っております。しかしながら、今こういった状況で解析結果が出たと。じゃ今しなくちゃいけないんじゃないかなろうかなと。もし情報が漏えいしたという事実が発覚した場合は、またそれなりにそこで考えなきゃいけないんじゃないかなろうかなというふうに思っております。

今の時点で、議員が申されました私が1カ月でよかろう、副村長は懲戒、戒告あたりでよかろうというような話かもしれませんが、そうなれば、1カ月になった場合に私の気持ちはそれでは済まないというふうに思っております。責任者として、職員がやったことは私がやったことと同じというような考えでおりますので、済まないという気持ちでありますので、一番今後思うのは、情報漏えいがなかったという今の時点での結果を信じるしかないというふうに思っております。

そういったことで、今回提案されているのは私にとっても早くはないと。結果が出た以上は速やかに自分の処分をするということで提案させていただいております。そういったことをご理解いただければというふうに思っております。よろしくお願い致します。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長の今の話の中身を聞いて、ほかの執行部、管理職と言われる方全て、それと特別職しかおりません。一言ずつ、自分の持ち場があると思います。感想なり自分の思いを一言ずつ言っていたきたいと思えますけれども、議長、ようございますか。

○議長（坂梨公介君）どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）なら総務課長から。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今回の件、これは、本人だけの問題ではなくて、我々全職員の問題だと深く反省を致しているところでございます。村民の皆さんから失った信用を取り戻すためには、今まで頑張ってきた何倍もの努力が必要になってくるかと思えます。必ず全住民の方の信用を取り戻すべく、職員一丸となってこれからまた今まで以上に頑張っていきたいと思えます。今回は大変ご迷惑をおかけ致しました。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）住民課と致しましては、課職員はもちろん、関係課と企画等情報セキュリティーについては当然、今後も一緒になって、構築もありますけれども、研修等では当然それぞれの職員が意識の向上等を図りながら行っていくということをもう一度見直しして、肝に銘じたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）企画課長と致しましては、物理的にやっぱりそれぞれのセキュリティーについては、先ほども申し上げましたように、うちの方が担当課でございまして、職員に対しましてのハード的なやつについてはうちの方で全部しっかりしていきたいと、また、整備をしていきたいというふうに思っております。

私個人と致しましては、やはり長年培ってきたこの電算の処理というのを失墜させるようなことではなかったかというふうに思っております。このあり方についても、やっぱり私、企画の方で情報のデータを握っているわけですが、これを村民の方々にこういった形で漏れているんじゃないかという疑わしいような行為があったということは、こちらの方のハード的なセキュリティーの対応策を今後強化して行って、住民の方に少しでも払拭をして、やはりそういった体制づくりもうちの方でしていきたいというふうに考えております。

職員については、部下の職員についてもセキュリティーの、先ほどありましたけれども、他人のアクセスが出来ないような状態、それは個人のモラルの問題でございますけれども、これに伴いましては、やっぱり自分一人一人の強化をするということと、かね日頃から職員に対しまして、今回マイナンバー制度も強化されますように、それぞれの職員が普段からしっかりとデータの取り扱いについても、かね日頃から互いの勉強の機会がある度にそういったやつをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）役場内で一番大事なデータを握っている税務課長としまして、このセキュリティーの問題は非常に重く思っております。随時、うちの課が一番大事なものを持っているということを職員にもそういう話をしておりまして、本人たちも自覚しているというふうに思っておりますけれども、さらに、企画課長のほうが先ほど答弁しましたように、全職員にセキュリティーの問題、情報の取り扱いの問題というのが大変なことだということを知るといことで考えております。

個人的には税の情報も出ていったということで非常に残念に思っておりますけれども、今後、マイナンバー制の導入によって総合行政自体が普通のパソコンとは遮断をするというふうな方向を今年中に行うということで今のところ進めております。それが完全に情報の取り出しという感じでなくなるかといったら、もう職員のモラルが一番大事だと思っておりますので、そのところも肝に銘じて頑張っていきたいと思っております。非常にご迷惑をかけました。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）産業課では、いろいろ事業系で係長が4名おります。係長会議を常にしながら、同じデータとしましてはやっぱり農家データとか、やっぱり水道係に至っては住民データもございます。それで常に係長に、あるいはそれぞれにデータの重要性についてさらに徹底をしていきたいと思っておりますし、今回の件につきましては、誠に私としては残念でございます。同級生でございますし、本当に残念に思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）教育委員会といたしましては、人数が少ないような部署で、またデータも子どもたちのデータとか大切なデータを扱っている部署でございます。それぞれの職員が今現在もデータ管理については十分にやっているといたしますけれども、改めましてデータの重要性を確認しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）会計管理者。

○会計管理者（中村義光君）セキュリティーに対する職員に対しまして、しっかりと研修と自覚をさせまして、窓口のサービスを一層向上させて、一日も

早く住民に対する信頼を取り戻していきますよう努力したいと思います。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）今、本人は教育委員会所属というか、休んではおりませんが、形になっております。海東課長からもありましたように、我々もどちらかという同期でありまして、余り2年ぐらいしか違わないというふうに思っているところです。非常に彼は、弁明する訳ではありませんが、パソコンが流行る前からいろんなデータを集めているような、県の方も彼が作ったようなデータをマニュアル化して使っていたということもあります。そういった人間で、本当に今回残念だなと思いますけれども、教育委員会に配属されてきてすぐ、いろいろ弁明じゃなくて申し訳ないという感じでございましたし、ついついエスカレートしていったというふうにも聞いたところでもあります。

私どもはその辺、機械には詳しくないわけでありましてけれども、以前からもともと守秘義務ということでございます情報のセキュリティーがありますけれども、やはり根本的なところから考え直さなければいけないなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員、まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）はい、まとめます。

ありがとうございました。今回の不祥事の件で各課長全てに振りまされたけれども、セキュリティーのところだけが今回クローズアップされております。私は職員の不祥事ということで振ったつもりでございますけれども、データ、今回流出というか持ち帰りということで、流出までは無かったと、今の現段階ではということでございます。

職員の不祥事において特別職の2人が自ら処分するといった条例でございますけれども、今回、当時は課長職だったということで上司がないということでもあります。普通の職員でありますと担当部署の職務、そこにおける全部が責任を負わなければいけないという立場です。

心構えは分かりました。セキュリティーだけではなく、往々にすると職員が急にお休みされたり、そういう事例も見ます。やはり気を引き締めて、こういったことがないとなかなか大号令もかけられないというところもあります。やはり部下の管理は担当課長にありますので、その集まりがここにはあって村が構成されておるという形です。情報だけではなく、職員のモラルの向上に対してももっとしっかり頑張りたいというところで締めたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろご意見をいただきまして本当にありがとうございます。

今回も、調査結果で調査した会社のほうから悪質が過ぎておるというふう

なお話も確かに聞きました。本人に停職1カ月の処分をした時に辞令を出したときに、もう家からも出たくないと、人に会いたくないというような心境というか、そういう状況であるというようなお話も聞きました。本人も多分に反省しておるということであるかと思えます。

今回は、そういったところでUSBとかCDとか、データとして持ち出したということであります。我々も、物としての今回のデータと、もう一つは言葉としてのデータ、守秘義務というものもございませぬ。そういったことも含めて、今後さらにこういった管理をやっていききたいというふうに思っております。

18万ファイルという膨大なデータでございませぬ。本当に申し訳なく、当人には、私も素直な気持ちを言うと、何でこんなことしたんだろうかと本当に疑いを疑いたくなるような結果でもございませぬ。どうかそういったことをご理解いただき、今回の提案についてもご承認賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

この条例の提案は分かるんですが、私、確認はしておりませぬが、一部マスコミで今、村長あたりの処分について報道されているというか、そういうことをちょっと聞いたといひませぬか、直接私は確認はしておりませぬが。

となると、きょう臨時議会でありまして、議会の決議を得る前にそういう情報が出るということはどういうことかなという、議会軽視もあるのかなということもあって、そこをちょっと私は不安視というか疑問視するようなどころがあるので、執行部あたり、そういうことをわかっておられると思ひませぬので、一言お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の処分は、本人の懲戒処分をするということでマスコミに流しておりました。ということで処分を致しました。ということで、本人が停職1カ月ということと併せて、我々の処分もそういう予定でありますということを議会で承認いただければ、そのままこの状況で処分をさせていただこうと思ひていませぬということ、今回は記者会見をやらずに県庁記者クラブの方に投げ込みをやったということございませぬが、そこから記者さんの方が公表されたと、マスコミに公表されたということございませぬ。

ということで、本人に対しての処分を発表する以上は我々の処分もそのときに、我々の処分は議会で承認して頂かなければ出来ませぬけれども、その時に我々はこういった処分を考えておひませぬということ流した結果ございませぬ。決して議会軽視ではないということをご理解いただきたいというふうに思ひませぬ。

- 議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について、
原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立多数）
- 議長（坂梨公介君）起立多数であります。
よって、議案第55号は原案どおり可決されました。
以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。
これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成27年第3回西原村議
会臨時会を閉会します。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

2 番議員 中 西 義 信

3 番議員 村 上 貞 廣